

総社市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第4号

総社市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。